

令和 5 年 2 月 2 8 日

品川区議会議長

本 多 健 信 様

総務委員会

委員長 鈴木 真 澄

総務委員会における所管事務調査の取組状況について（報告）

総務委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「行政評価について」および「職員の育成等について」を調査・研究事項と決定し取組を進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. 行政評価について

行政評価制度の概要や、品川区におけるこれまでの経過、新公会計制度や長期基本計画等との関係について、調査・研究を行った。

【調査項目の概要】

行政評価は、区が実施する施策・事業を一定の基準に従って評価する手法で、その結果を区政運営に活かすとともに、区民に対する区政の説明責任を果たすことを目的とする。令和 2 年度策定の長期基本計画には、施策の達成状況や課題の把握を行いながら着実に計画を推進していく取組として、PDCA サイクルのプロセスの 1 つとして位置づけられる。

これまでの取組は、①区政総合業績評価システムの導入、②事務事業評価、③政策評価の 3 つに大別できる。

①区政総合業績評価システムについては、平成 1 3 年度に、区民ニーズにきめ細かく対応した業務の遂行、健全財政の維持に向けた効率的・効果的な行政運営を進めていくため、行財政改革の手法として導入した。

②事務事業評価については、形態を変え、2 期にわたり実施した。第 1 期（平成 1 3 年度～平成 1 7 年度）において、行政と民間の役割分担の明確化、事務事業の費用対効果の確認、職員の意識改革を目的として実施し、民間活力、委託の導入、業務改善への動機付

け、事業廃止を含めた改善等の成果があった一方で、評価作業の煩雑さ、毎年評価することでのマンネリ化の課題があった。これを踏まえ、第2期（平成22年度～平成24年度）では、評価項目を絞って評価を簡便にし、事業を細分化して評価を明確化する等、評価手法を工夫し実施した。平成23年度には、区民や有識者などで構成する品川区行政評価委員会を設置し、一般公開の場で事務事業の見直しを審議した実績もある。

③政策評価も2期にわたり実施した。第1期（平成13年度～平成15年度）では、外部評価委員により、施策レベルを対象に「ベンチマーク指標」「区民満足度」等により評価を行い、区民が区政を評価するプロセスに関わるという成果があった。一方で、限られた指標での評価が難しいことなどが課題となった。第2期（平成16年度～平成18年度）には、区民に区の現状とメッセージを伝えること、マネジメントの視点から、政策・施策の改善等に活用することを目的に実施した。

上記の取組を経て、平成30年度の新公会計制度導入に先立って策定された品川区新公会計制度基本方針においては、財務諸表を活用した事務事業評価を行うこととし、現在は事業別財務諸表の作成を試行している。さらに、令和2年度策定の長期基本計画、令和4年度策定の総合実施計画を踏まえ、令和5年度には財務諸表を活用した事務事業評価の実施を予定している。

【各委員からの主な意見】

- 行政評価に当たっては、必要性、代替性、経済性、効率性といった財政的視点だけでなく、「区民ニーズにきめ細かく対応した業務の遂行」のために、支援が必要な人に寄り添うという視点を今後も持ち続けられたい。
- 来庁者へのアンケート実施など区民による評価や、専門的知識を有する者による評価など、多くの意見を吸い上げられるような工夫を図り、第三者評価の仕組みを検討されたい。
- 行政評価は、予算執行率の低調な事業を見直すための判断基準とされる傾向にあるが、一方で、費用対効果が高いという評価も当然にあり、また、執行率は低いが必要で重要な事業もある。そうした視点をしっかりと捉え、よりよい区政につなげるための行政評価を実施されたい。
- 財務諸表の読み方や活用方法等に関する職員の理解を深めることで、行政評価の意識・視点を一層高められるよう努められたい。また議員についても同様のことが言え、議会による行政評価の実施についても考えていく必要がある。

2. 職員の育成等について

品川区の職員の育成を中心に、採用、今後の定年制度の見直しなどについて、調査・研究を行った。

【調査項目の概要】

「品川区人材育成基本方針」（平成30年4月改定）における区がめざすべき職員像は、『輝く笑顔住み続けたいまち しながわ』をめざし、感性豊かな創造力で新しい価値を創造し、未来志向で積極果敢に挑戦し、区民一人ひとりに寄り添い傾聴し、高い倫理感を持って自ら考え自ら行動できる職員」である。その具体的方策として、①人を活かす人事制度、②人を磨く研修制度、③働きやすい職場づくりに取り組んでいるところである。

①人を活かす人事制度とは、自己申告に基づく能力、適性、希望を考慮した人事配置・異動や、能力・業績に基づく任用を推進することによる昇任、人事評価への取組である。②人を磨く研修制度とは、新人・若手職員を育成する担当者へのサポートや能力強化といった職場内研修（OJT）に力を入れ、職場外研修においては、区がめざす職員像の実現に向けた研修メニューの充実を図ることである。③働きやすい職場づくりとは、ワーク・ライフ・バランス推進のため、年次有給休暇の取得促進やシフト勤務の活用、育児休業等を取得しやすい環境整備に取り組むことである。

職員の採用については、上記①人を活かす人事制度に位置づけ、将来、品川区を担う優秀な人材を確保する上では当然に重要であるという認識で、近年は毎年150名前後の職員を採用している。特に令和6年10月の区立児童相談所開設に向け、児童相談所等での勤務経験のある者を経験者採用により即戦力として確保し、また、行政ニーズの多様化・高度化に伴い必要とされる専門的な知識等を有する者を、期間を限って従事させる任期付職員の採用にも取り組んでいる。

職員の定年年齢については、法律改正により、現行60歳である定年年齢が、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制、暫定再任用制度の措置が講じられる。人事制度が大きく変化することから、職員への情報提供、勤務意思の確認も制度化される。なお、本制度改正については、令和4年第3回定例会において関係条例が可決成立し、令和5年度からの施行を予定している。

【各委員からの主な意見】

○職員がスキルアップ、キャリアアップのために様々な研修等に取り組んでいることや、今後職員採用試験を受験する人に区が求める人材像を周知するためにも、「品川区人材

育成基本方針」を公表されたい。

- 採用後の職員が職務へのやりがいを見つけたり、意欲を維持したりすることができるように様々に取り組んで、引き続き人材の定着・確保に努められたい。
- O J Tの推進に当たり、教える側の職員の育成に取り組まれたい。
- 管理職のマネジメント能力向上に、より一層取り組まれたい。
- 区がめざす職員像に掲げられる「寄り添い傾聴」する能力の強化や、当該能力をしっかりと評価するよう、さらに推進されたい。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実施日	調査内容
令和 4年 6月28日	所管事務調査項目決定
行政視察 令和 4年 8月30日	所管事務調査項目に関連し、下記項目を調査・研究 ・静岡市役所:職員の育成について ・名古屋市役所:行政評価について
令和 4年 9月16日	「職員の育成等について」 調査・研究
令和 4年12月23日	「行政評価について」 調査・研究

令和 5 年 2 月 2 8 日

品川区議会議長

本 多 健 信 様

区 民 委 員 会

委員長 中 塚 亮

区民委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

区民委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として「商店街の活性化について」および「中小企業支援について」を取り上げることとし、調査・研究の取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

◇ 商店街の活性化について ◇

- ・ 商店街振興について
- ・ 商店街における I C T 化の促進について

【調査項目の概要】

商店街組織は高齢化・弱体化が進み、商店街活動の担い手不足が慢性化しており、日常的な管理業務やイベントの継続が困難という問題が生じるなど、組織としての活動が難しくなっている現状がある。

区では、それぞれの商店街が抱える課題やニーズを解決・実現するため、エリアサポーター事業において、6人のサポーターが5地区に分かれて区内商店街へ定期巡回・ヒアリング等の活動を行い、課題解決のためのアドバイスや調整、助成金の申請サポート等を行っている。

商店街の I C T 化の促進については、商店街が抱える課題解決や来街者の利便性向上等のための手段として、区では I C T 化の促進は非常に重要であると考えている。その一方で、I C T 化の促進のための課題として、デジタル技術への心理的な抵抗や I T リテラシーの問題、商店街の実情に応じた支援等の課題がある。

区の主な支援策やこれまでの取組みとしては、商店街活性化推進事業やキャッシュレス対応事業等の商店街への各種助成金、また、商店街を含めた I C T 関係事業として、五反田バレー・商店街連携事業や A I ・ I o T イノベーション創出支援事業等がある。

【各委員からの主な意見】

- ・商店街や商店会の規模による分け隔てがないように支援を進められたい。
- ・エリアサポーター事業は、高齢化・弱体化で組織としての活動が難しくなっている商店街をサポートしていくという目的どおりの結果を導き出している事例であり、まさにこのような支援を行っていただきたい。本当に貴重な事業であるため、支援を一層強められたい。
- ・エリアサポーター事業が大事であることは理解するが、それだけでは支援が行き届かないところもあると考えられるため、近隣の商店会同士で連携できるような枠組みなどについても検討されたい。

◇ 中小企業支援について ◇

- ・新型コロナウイルス感染症や物価高騰等に対する支援について
- ・産学官連携の取組みについて

【調査項目の概要】

コロナ禍における代表的な支援としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた区内中小企業がその対策を図るため、もしくは危機を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路拡大に取り組む経費の一部を助成する「新型コロナウイルス感染症対応特別助成」、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業の資金繰りを支援するため、融資あっ旋を行い、区として利子補給および信用保証料の補助する「経営変化対策資金2022」、また、コロナ禍で融資した資金の返済が難しくなってきた場合等にご利用いただく「借換専用資金」などがある。

物価高騰に対する支援としては、6月1日から実施している「原油価格・物価高騰対応資金」があり、原油・原材料等の価格高騰の対策の資金繰りを支援するため、条件等を付す代わりに、「経営変化対策資金2022」よりもあっ旋限度額が高く、返済期間が長くなっている。

これらの他にも、認定支援機関に依頼する経営改善計画の策定経費を一部助成する「経営改善計画策定支援」、区内中小企業のDX化およびデジタル技術活用を支援することにより、生産性向上、新事業創出・新技術開発等による競争力の強化を図る「DX・デジタル技術活用推進事業」や、区内中小企業が新規市場への参入およびビジネスモデルの転換のために設備投資を行う際の経費を一部助成する「新規市場展開・業態転換支援助成」など、様々な支援のメニューを用意している。

次に、産学官連携の取組みについては、産学連携推進事業が中心となって平成17年から実施しており、中小企業の技術力強化、製品開発力強化などを目的としている。

現状の課題としては、企業や大学のシーズ（持っている技術）の活用が十分ではないこと、大学と企業側の目的（収益性重視と研究重視）の相違、大学等への心理的な抵抗（ハードルが高いと感じている企業多数）などが挙げられる。

主な連携機関は、都立産業技術高等専門学校、立正大学、都立産業技術大学院大学、都立産業技術研究センター、モンゴル高専などがある。

主な事業内容としては大きく四点の項目があり、一点目は、交流や情報交換の場の提供として、区内企業が大学等に訪問し、大学の産学連携担当者との情報交換や大学の施設見学等を実施する「産学連携情報交流会」がある。

二点目に、新製品・新技術開発支援として、区内企業が大学等と連携して製品開発や共同研究等を実施する際の大学等との契約に係る経費の一部を助成する「産学連携開発支援助成」などがある。

三点目に、人材育成として、都立産業技術高等専門学校による若手技術者向けの人材育成講座「若手技術支援講座」を開催している。

四点目に、人材確保として、技術者不足に悩む区内製造業における人材確保支援のため、これまでに13名が区内製造業6社に就職した実績のある「モンゴル高専との科学技術交流事業」などがある。

【各委員からの主な意見】

- ・「モンゴル高専との科学技術交流事業」において就職されたモンゴル人の方達との良好な関係を継続するために、就職後における支援について検討されたい。
- ・コロナ禍に加えて物価高騰が襲う非常に厳しい現状を鑑み、区独自の財源による直接支援の拡大について検討されたい。
- ・昭和大学をはじめとして、区内の他の大学との連携を推進されたい。
- ・経営能力の向上に資するような経営者に視点を置いた支援について検討されたい。

（参考） 所管事務調査等 実施状況

委員会年月日	項目等
令和4年8月22日	◇ 商店街の活性化について ◇ 調査・研究 (1) 商店街振興について (2) 商店街におけるICT化の促進について
令和4年12月23日	◇ 中小企業支援について ◇ 調査・研究 (1) 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等に対する支援について (2) 産学官連携の取組みについて

品川区議会議長
本多健信様

厚生委員会
委員長 高橋伸明

厚生委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

厚生委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「認知症対策について」、「障害児者支援について」および「がん対策について」を調査・研究事項と決定し取組を進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. 認知症対策について

品川区が目指す、「認知症になっても安心して住み続けられるまち」の実現のため、区が推進している認知症施策について調査・研究を行った。

理事者からは、品川区における認知症高齢者の将来推計、区民・区内事業者への普及啓発に関する区の取組み、医療との連携による認知症検診事業「もの忘れ検診」を含めた、重点実施事業（認知症サポーター養成講座、認知症サポーター企画会議、認知症カフェ、本人ミーティング、ミーティングセンター、認知症予防事業、講演会）等について説明を受けた。特に、今年度の新規事業である「もの忘れ検診」では、医師会および区内医療機関の協力の下、今年度中に75歳を迎える区民の希望者に対して、認知症サポート医が検診を行い、検診結果を踏まえ、認知症専門医との検討委員会で、今後のフォロー体制等を協議しているとの説明があった。

説明の後、委員による活発な質疑等が行われた。委員の主な意見として、「認知症対策の重点期間を設けて、インパクトの強い品川区独自の取組みを行うべき」、「小・中学生への認知症サポーター養成講座の実施等、子どもたちへの啓発を引き続き行うべき」、「認知症施策の更なる推進および区民への啓発のため、条例の制定等、区の前向きな姿勢をアピールしたほうがいいのではないか」などがあった。

2. 障害児者支援について

品川区立障害児者総合支援施設について、調査・研究を行った。

理事者からは、当施設の設置目的、事業内容、令和4年10月1日からの指定管理者変更にあたっての引継ぎ内容や今後の取組みについて説明を受けた。今後の取組みの一例として、特に児童発達支援センターと地域活動支援センターの機能を強化していく予定であり、児童発達支援センターでは、専門相談の充実や、親子グループ、ペアレントトレーニングの実施、地域の障害児通所支援事業所との連携強化のため、事業所連絡会の開催、地

域のインクルージョン推進の中核として、保育所等訪問支援等のさらなる充実、障害児者の相談支援事業の充実のため、子ども発達相談室の拡大、法改正に伴い、重度の障害児の受入を強化していくという説明があった。

説明の後、委員による活発な質疑等が行われた。委員の主な意見として、「保育所等訪問支援について、保護者向けにさらに分かりやすく周知するべき」、「指定管理者や利用者等に対して、当施設での支援における区の方針をより強く打ち出していきたい」、「保育所等訪問支援をより充実させるため、保育所等に巡回相談を行っている部署との情報共有等、連携を図っていただきたい」、「地域活動支援センターの活動について、前指定管理者が行っていた取組の継続・発展を求めたい」などがあった。

3. がん対策について

品川区がん対策推進計画の進捗状況・がん検診受診率向上に向けた区の取組み等に関して調査・研究を行った。

理事者からは、品川区がん対策推進計画、がん検診受診率向上に向けた取組みの他に、たばこ対策の推進、そして、がん患者やその家族の相談体制について説明を受けた。区は、国が示すがん検診受診率の目標値50%の達成に向け、イトーヨーカドー大井町店で乳がん自己チェックコーナーの設置や、品川区立図書館でパネル展示を行っている。また、がん検診の案内リーフレットを刷新および、がん情報ホームページを区独自に開設するなど、がん検診の案内や啓発を工夫している。さらに、がん検診の対象者や未受診者に向けて、各種がん検診の個別通知に加えて、昨年度は、乳がん、子宮がん検診未受診者への再勧奨はがきを新たに送付した。その結果、胃、肺、大腸がん検診受診率の微増の他、子宮、乳がん検診受診率は3%以上アップし、区の目標値を上回ったという説明があった。

説明の後、委員より活発な質疑等が行われた。委員の主な意見としては、「がん相談支援センターの存在をさらに周知してほしい」、「がん検診の実施医療機関を定期的に見直してほしい」、「認定NPO法人マギーズ東京でのがんの夜間相談において、オンライン相談を加えてほしい」などがあった。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実施日	調査内容
令和4年 6月28日	所管事務調査項目決定
令和4年 9月16日	「がん対策について」調査・研究
令和4年11月1日	「認知症対策について」調査・研究
令和4年12月23日	「障害児者支援について」調査・研究

令和5年2月28日

品川区議会議長

本多健信様

建設委員会

委員長 たけうち 忍

建設委員会における所管事務調査の取組み状況について（報告）

建設委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「自転車対策について」、「しながわ水族館のリニューアルについて」および「治水対策について」を調査・研究事項と決定し取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

1. 自転車対策について

区における放置自転車の現状について確認するとともに、区営自転車等駐車場の整備や維持管理といった自転車の駐車場所の確保策などについて、調査・研究を行った。

理事者から、区における放置自転車の現状や対策として、指導・啓発や撤去、自転車等駐車場の整備・維持管理について説明があった。また、区内の自転車事故について、自転車に関与した事故の発生件数や、時間帯や年齢層といった事故の特徴、事故防止のため区で取り組んでいる啓発活動について説明があり、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として、「高齢者の事故防止に向け、高齢者クラブやゆうゆうプラザで活動している団体等に広く周知していただきたい」、「人通りが多い交差点での指導・警告等、抑止力となる啓発を引き続き行い、ルールを守る文化を醸成してもらいたい」、「逆走対策としての自転車専用レーンやナビマークの整備を引き続き進めてもらいたい」、「放置自転車対策について、取締りだけではない対策を引き続き検討し、進めていただきたい」などがあった。

2. しながわ水族館のリニューアルについて

今年度公表された「しながわ水族館リニューアルの方向性について」をもとに、建設場所や施設の規模、新たな水族館の展示理念など、リニューアルに向けた次世代のしながわ水族館について、調査・研究を行った。

理事者から、まず、「しながわ水族館リニューアルの方向性について」の概要について説明を受け、しながわ水族館の現状や課題、区立水族館として求められる姿や次世代の水族

館の方向性について確認した。その後、リニューアルに向けて区に寄せられた意見や要望、現在想定されているリニューアルまでのスケジュールについて説明があった。

説明を受けた後、委員より活発な質疑等が行われ、委員の主な意見として、「展示理念として掲げられた、『文化と歴史を取り入れた展示』を大事にした上で、海や川に生息する生き物の生態系など、学習展開できる材料を提供できる施設にしてもらいたい」、「生体展示に加え、生き物の動きやにおいなどを感じることができる体験型の展示方法を検討していただきたい」、「大学などの研究機関を始め、現在の水族館とのつながりをリニューアル後も引き継いでいけるよう区として取り組んでいただきたい」などがあった。

3. 治水対策について

昨今増加している豪雨への対応に関して、都や区で策定している計画や河川・下水道整備の現状、雨水流出抑制や防水板設置の助成等について調査・研究を行った。

理事者から、区内におけるこれまでの浸水被害の発生状況、東京都豪雨対策基本方針や品川区総合治水対策推進計画の改定に向けた検討状況、都と区が連携して取り組んでいる河川や下水道の整備、流域対策、家づくり・まちづくり対策等について説明があり、その後、委員より活発な質疑等が行われた。

委員の主な意見として、「区の計画改定に向け、都の情報を取り入れるなど準備を進めるとともに、区が行う取組みについては、都の改定を待たず、課題を見ながら計画的に進めてほしい」、「雨水利用タンクや防水板設置の助成について、必要としている方に届くよう、引き続き工夫して周知を図ってほしい」、「区内での浸水被害がなくなるよう、引き続き様々な対策を進めていただきたい」などがあった。

(参考) 所管事務調査 実施状況

実施日	調査内容
令和4年 6月28日	所管事務調査項目決定
令和4年 7月25日	「しながわ水族館のリニューアルについて」 調査・研究
令和4年 9月16日	「治水対策について」 調査・研究
令和4年11月 1日	「自転車対策について」 調査・研究

令和5年2月28日

品川区議会議員
本多 健 信 様

文教委員会
委員長 新 妻 さえ子

文教委員会における所管事務調査の取組状況について(報告)

文教委員会では、所管事項の議案審査・報告事項の聴取のほかに、所管事務調査として、「特別支援教育について」、「ICT教育について」および「子ども・若者支援について」を調査・研究事項と決定し、取組みを進め、委員会活動の活性化を図ってまいりました。

これまでの所管事務調査の概要について、下記のとおりご報告いたします。

記

【調査項目1:特別支援教育について】

〈概 要〉

○就学相談について

就学相談とは、一人一人の教育的ニーズ、障害の状態、本人・保護者の希望、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況などを踏まえた総合的な観点から、就学先を決定する仕組みであり、障害種別やその軽重に応じて4つの場が設けられている。

1つは都立特別支援学校であり、その他の特別支援学級(固定級)、特別支援学級(通級)、特別支援教室の3つについては区立小・中学校、義務教育学校にある学級や教室を指している。そのうち、特別支援学級(固定級)についてはその学校に在籍し毎日通う学級である。特別支援学級(通級)、特別支援教室についてはどちらも通常の学級に所属する児童・生徒が週一回程度教室を移動して指導を受けるシステムであり、特別支援学級(通級)では、難聴学級または言語障害の児童・生徒が週1、2回学校を離れて1時間から3時間程度の指導を受けている。特別支援教室は全ての学校に設置されており、自閉症や情緒障害などの児童・生徒が他の学校に移動することなく、校内で週1、2回、1時間から4時間の指導を受けている。

医療的ケア児の受入れについては、令和3年度から区内の学校に看護師を配置して実施しており、令和4年度9月現在は4名の看護師を配置している。

就学相談の申し込み件数は特別な支援を必要とする児童・生徒が年々増えているため、平成28年度と比較して令和3年度には約2倍に増加している。

就学相談の流れとしては、5月から6月に広報などでスケジュールを告知、保護者への説明会を実施し、6月中旬に電話または来所にて申し込み受付を開始し、その際に面談日や検査日を調整している。7月には就学相談委員等による行動観察と保護者面談を教育総合支援センター内のプレイルームや相談室で行う。医師、校長、保育・幼稚園長、教員、心理相談員などの就学相談委員が児童・生徒の様子を観察している間に、保護者は医師、特別支援教育係の職員や校長と面談を行う。その結果をもとに委員が就学先についての意見をまとめ、保護者へ結果を電話で連絡し、必要に応じて継続相談または学校見学、体験を行っている。その後、1月までに就学通知書が学務課から、東京都の特別支援学校に行く場合は東京都教育委員会から送付されることとなる。

○特別支援教室の利用制度の変更に伴う体制づくりについて

令和4年度より特別支援教室の利用については、原則の指導期間が1年となった。1年の延長利用も可能だが、その後学級に戻ることになるので不安をもつ学校、保護者も多い。主な懸念事項が3点あり、1点目として特別支援教室を利用する児童・生徒においては多くとも指導期間が2、3時間であり十分な指導が受けられない場合があること。2点目として、発達障害の児童・生徒の中には1年間で課題の解決が十分に図れず、長期的な視点での指導が必要な児童・生徒も存在していること。3点目として、特別支援教室の原則の指導期間が1年となったことで、利用後は通常の教室に戻るため、戻った後の支援が課題となっていることである。これらの課題に対応するため、令和4年度からモデル校に発達障害教育支援員を配置した。発達障害教育支援員により、発達障害等ある児童・生徒が特別支援教室退室後も在籍学級で継続した支援を受け、課題を解決しながら学習に取り組めるようになることを目指している。

〈委員の主な意見〉

- ・ニーズが高まっている中、支援の数が追いついていない実態もあるので、より児童・生徒に寄り添った支援の提供の努力をお願いしたい。
- ・発達障害教育支援員などが配置されることで、今後学校側の負担も大きくなっていくので、教職員へのケアについても考えていただきたい。
- ・長年蓄積された知見をもとに行っている今のような形の教育を続けていき、さらに充実・発展させていきたい。

【調査項目2:ICT教育について】

〈概要〉

品川区立学校では、全ての児童・生徒に1人1台の端末を貸与し、各教室にICT機器の導入を進めることで、児童・生徒の操作技能や情報活用能力向上とともに、ICT活用を通じた授業改善を進め、一人一人に合った学びや協働的な学びを実現している。

○品川区立学校でのICT活用状況について

現在、学校ではICTを活用し、学級閉鎖時のオンライン配信、対面と配信による授業を進めるほか、教室間をつないだオンライン授業、海外との交流、撮影した動画を活用しての対話やグループでの発表資料作成などを行っている。

○令和3年度の現状

令和3年度における現状としては、教職員向け研修としてタブレットの基本操作やアプリの活用、先進地区との連携によるオンラインでの授業観察や教員間の協議を実施した。また、授業時においてICTの活用が広がるとともに、家庭学習での活用、コロナ禍における各行事の配信など活用の幅が広がった。その結果、ICT活用重点校における調査から、授業における活用状況については、児童・生徒、教員ともに80%以上が肯定的な回答を示した。

○令和4年度のICT活用推進に向けた取組

品川区独自教科である「市民科」の教科書のデジタル化が試行段階に入り、併せてそのほかの教科のデジタル化の導入も進めている。

また、令和4年11月30日にICTシンポジウムを実施し、ICT活用重点校での授業公開や有識者による講演、パネルディスカッションを通して、各学校のこれまでの活用の成果を広く伝えるとともに、今後のICTの有効的な活用と児童・生徒の育成について考える契機とした。

ICT技術面での学校への支援としては、ICT支援員やヘルプデスクの活用を進めている。

今後については、ICT活用重点校の成果を区立学校へ普及させていき、教員向けの研修を充実さ

せることで教員一人一人のICTを活用した指導力の向上に努める。

〈委員の主な意見〉

- ・児童・生徒が今後必要な能力を身に付けるには、学びのイノベーションを行うことが重要であるため、ICTやタブレットについては個々の学びにいかすのではなく、アクティブラーニング、協働と探究を少人数で行っていくような学びのために活用していただきたい。
- ・特別支援教育におけるICT教育というも大きな柱であると思うので、そちらについてもしっかりと研究し取り組みを進めていただきたい。
- ・授業中に児童・生徒がタブレットを操作し授業内容の先読みをしすぎてしまわないように、注意をしていただきながら子どもたちの個性を伸ばしていただきたい。

【調査項目3:子ども・若者支援について】

〈概要〉

○第2期品川区子ども・若者計画

(1)子ども・若者施策の今後の進め方、基本理念について

国の子供・若者育成支援推進大綱(令和3年度)の理念が、社会的自立を目指すことから、自ら居場所を得て、若者が成長・活躍ができる社会を目指していくことへ変更になったため、品川区としても全ての子ども・若者が自ら居場所を得て成長していくことを目標として掲げた。

(2)第2期品川区子ども・若者計画策定検討部会について

計画の検討にあたって、大学生も参加する検討部会を立ち上げ、様々な体験活動の充実について意見を募った。学生からは、子ども・若者が気軽に利用・相談できるような環境を整備してほしいなどの意見があった。また、地域からは、若者たちと地域の間に信頼関係を構築する必要があるなどの意見をいただいた。これらを踏まえ、区ではコミュニティーに会う・参加するための仕掛け、自由で多様な学び・体験・交流・関係づくりの場を整備していくため、子ども・若者の活動拠点の整備に向けて取り組んでいる。

○児童センターのあり方に関する調査報告

区内児童センターのあり方について今後検討を進めるにあたり、そのニーズを確認するために、乳幼児親子から高校生世代までにアンケート調査を行った。

主な結果として、児童センターの認知度について乳幼児親子の98.1%、児童・生徒の78.5%が知っていると回答していた。その中で、利用していると回答したのは乳幼児親子で70.5%、児童・生徒で25.7%であり、乳幼児親子からのニーズがかなり高いということが確認できる一方、児童・生徒の利用数は4分の1程度であり、その理由を今後検証する必要がある。

また、移動時間についての設問では、乳幼児親子に関してはおおむね15分以内の場所に施設があることが一番よいという結果であった。児童・生徒が児童センターへ行く際の移動時間については5分未満、15分未満がそれぞれ全体の4割ずつという回答であった。児童・生徒については年代によって移動距離・時間が変わってくる可能性があるため、今後クロス集計などで検証を進める。

児童センターの利用についての主なアンケート結果として、児童センターへ行く目的についての質問では、乳幼児親子からの回答のうち一番多かったのが「遊戯室・遊具等の設備を利用するため」、2番目が「親子のひろばを含め親子で参加できるプログラムに参加するため」、3番目が「他の来館者と交流するため」であり、この結果から、親子同士のつながりを求めるニーズが大きいということが確認できた。また、子育てに関する情報を得るためというのが4割程度あり、ネウボラ相談員についても期待されているという結果であった。児童・生徒からの回答では、友達と遊ぶための一番多かった一方で、イベントに参加するためという回答が少なかったことから、イベントが利用者のニーズと合っていない

可能性の検証も必要であると認識している。また、児童センターの職員に会うためという回答も1割程度であった。子どもたちにとっては、親でも先生でもない児童センターの職員との関係性は重要であるため、より職員のスキルの向上が必要である。

また、児童センターを知っているが利用していない方へのアンケート結果として、乳幼児、児童・生徒ともに利用したい時間が合わないという回答が上位であった。利用者からは開館時間について今のままでよいという声が多くみられていたため、クロス集計等を行いながらどういった方から時間が合わないという回答が来ているのか、それに対してどう対応するか検討を進める必要がある。

乳幼児親子については、児童センターの入り口にある階段、段差が原因で子どもを連れて行くのが大変だという声も多くあった。インターホン等でお知らせすれば職員がお手伝いを行っているが、慣れていない方だとお声かけも難しいという現状を強く認識した。

今後今回のアンケートの結果について細かい検証を行うとともに、18歳以上の居場所についても併せて検討を進めていく。

○ヤングケアラー支援について

ヤングケアラーとは、本来大人が担うことが想定される家事や家族の世話などを日常的に行う子どものことである。令和2年度、3年度に実施された厚生労働省の調査ではクラスの約1人から2人がヤングケアラーに該当するという結果が出ている。

ヤングケアラーであることが悪いという認識ではなく、ケアの責任や負担の重さによって日常生活に影響・支障が出てしまう、子どもの権利が侵害されてしまうことが問題であり、そこに対して行政をはじめとした周囲のサポート・支援が必要であると考えている。

○アンケート調査について

(1) 学校関係者向けアンケート調査

区立小・中学校、義務教育学校の教職員等を対象にアンケートを行った。

主な結果として、ヤングケアラーの認知度については、7割以上がヤングケアラーという言葉自体を認知していると回答する一方、約10%が聞いたことがない、約15%が聞いたことはあるが具体的なことは知らないと回答しているため、さらなる周知啓発が必要である。また、日頃から子どもたちと接する時間が長い教諭や養護教諭についても、言葉は知っているが、特別な対応はしていないという回答が半数を占めており、ヤングケアラーへの関わり方や必要な支援へのつなぎ方に対する課題が推察される。

ヤングケアラーの学校生活への影響としては、生活面や精神面、食事等の栄養面についても影響が出ている状況がうかがえる一方で、学校生活に支障なく家族のケアをしている子どももいるため、周囲の気づきが難しいという点も確認できた。

教職員としてできることについては、校内での情報共有や話しやすい環境づくりや、宿題・課題のサポートをするなどの意見もあった。一方で、家庭に介入するには限界がある、福祉分野でサポートできる体制を作るべきといった意見もあり、関係組織間の連携の必要性についても確認ができた。

(2) 関係機関向けアンケート調査

区職員のうち、子ども分野や福祉分野に携わる職員、民生委員、在宅介護支援センターや障害の事業所で勤務する職員などを対象に調査を行った。

主な結果として、ヤングケアラーの認知度については、言葉を知っている方は全体の7割以上だが、意識して対応しているという回答は2割程度であり、言葉の認知度とともに具体的な支援内容についても周知啓発の必要性がある結果だった。

支援を行う上での課題について、子どもが重荷に感じていない、ケアをされる側に焦点があたってしまう、家族の問題だと言われ介入を拒まれるなどの意見が出ており、元ヤングケアラーの方からもよく聞く問題であるため具体的な支援を行ううえで大事な視点だと考えられる。

このようなアンケート結果を踏まえ、認知・連携・支援の観点から課題の抽出と対応策の検討を進め

ていくことが必要である。

○職員・関係機関向け研修会について

アンケートに併せて、「ヤングケアラーについて知る～周りの大人が気づくために～」というテーマで計14回ヤングケアラーに関する知識を身に着けるための研修を行った。

○認知・連携・支援の視点からの気づきについて

庁内連絡会議にて、アンケート調査など実態調査から得た結果をもとに今後の支援の方向性について検討し、以下のように支援の方向性をまとめた。

(1) 認知:ヤングケアラーに気づくこと

周囲・子どもや家族と接点のある部署や機関の気づき、発見が重要という認識のもとリーフレット配布等による啓発や学校・関係機関向けの研修を継続して行いヤングケアラーの認知度の向上が必要である。

(2) 連携:支援につなぐ体制整備について

ヤングケアラーを発見・相談を受けた場合の対応体制の構築が重要であり、関係機関連携のための会議体を設定しておくことや、ヤングケアラー支援における支援体制やケース情報の共有を行える仕組み作りが大事である。また、関係機関をつなぐコーディネーターの配置の検討や、対応事例を掲載したマニュアルの作成などから連携の体制整備が図れるのではないかと考えている。

(3) 支援:ヤングケアラーと家族への支援について

ヤングケアラー本人が一人で問題や悩みを抱え込まないようにすることが重要であり、ヤングケアラー同士が悩みを共有し分かり合えるような場を提供するなど相談しやすい環境づくりを、SNSの活用も検討しながら行う。また、不安や負担を抱える家庭の居宅へ支援員が訪問し、家事援助等の直接的支援を行うといった方法についても検討していく必要がある。

〈委員の主な意見〉

- ・他区では施設に集まってeスポーツの大会へ向けて活動するなどの取り組みを行っていたので色々なアイデアを取り入れて子ども・若者の居場所を作っていただきたい。
- ・現在児童センターの役割について、現在乳幼児親子向け、児童・生徒向けなど機能が詰め込まれているので、役割の整理をしていただきたい。
- ・ヤングケアラーについては、困っていることに対して相談に乗れる場所を提供するなど、押し付ける支援ではなくさりげなく支援を活用できる体制を作っていただきたい。

【参考】 文教委員会所管事務調査の実施状況

実施日	調査内容
令和4年 6月28日	所管事務調査項目決定
令和4年 9月16日	○特別支援教育について 調査・研究
令和4年11月 1日	○ICT教育について 調査・研究
令和5年12月23日	○子ども・若者支援について 調査・研究